

「南相馬市こども計画」の素案について パブリックコメント手続を実施する件(概要)

1 計画策定の趣旨

「第二期子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎えることから、「こども基本法」に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」「子ども・若者計画」を包含する、「南相馬市こども計画」(素案)について、パブリックコメント手続を実施するもの。

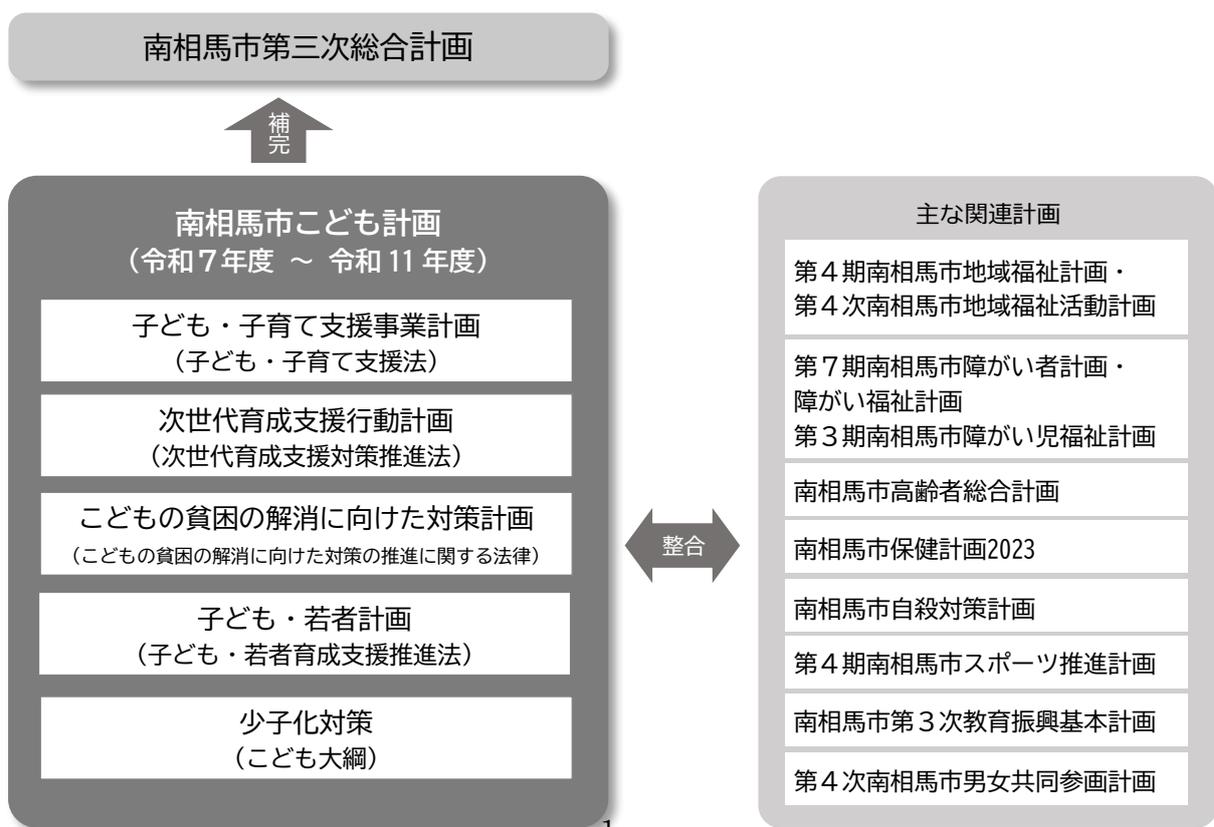
2 計画の概要

(1)計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の「市町村こども計画」として位置づけ、また、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」(放課後子ども総合プランに基づく取組内容を含む)、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に定める「子ども・若者計画」、こども大綱を踏まえた「少子化対策」を本計画に含むものとする。

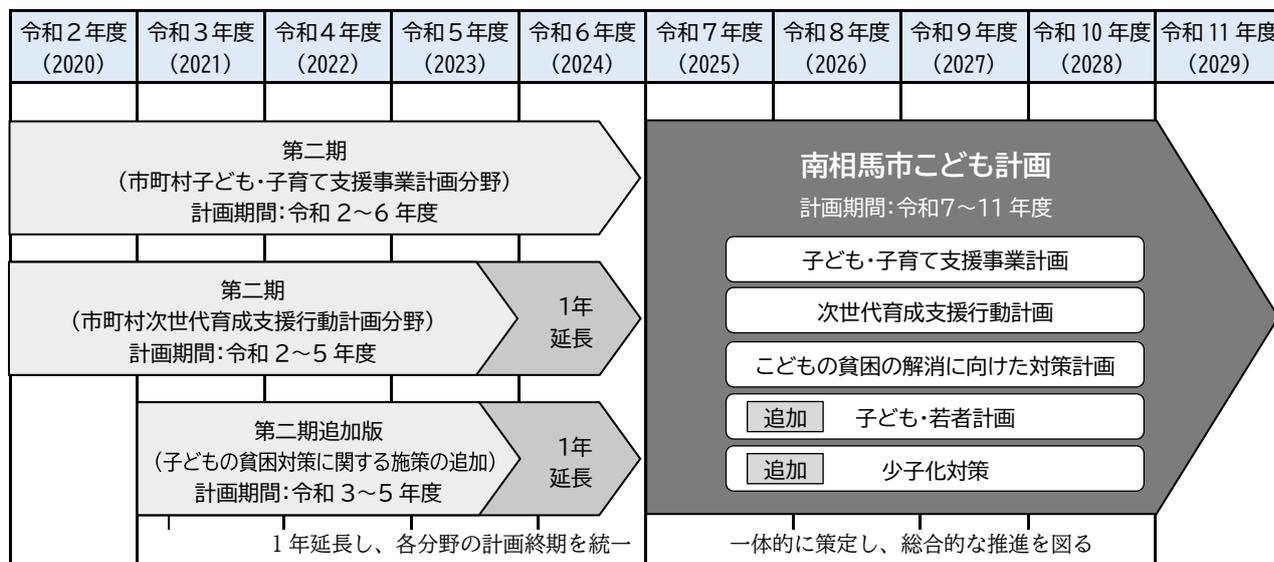
また、こどもと子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、労働、住宅・都市基盤整備などの関連計画との整合・連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進する。

【関連計画との関係】



(2)計画期間

子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画の期間とする。



(3)計画の策定体制

ア アンケート調査の実施

こども計画の策定に向けた基礎調査として、それぞれの目的に沿って各年代のこどもや当事者から意見を聞くため、下記のアンケート調査を実施しました。

①子育て支援に関するニーズ調査 (調査実施期間: 令和6年4月22日~5月10日)

調査対象者	配布数	調査方法	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,000件	郵送配布、郵送またWEB回答	462件	46.2%
小学生の保護者	1,000件	郵送配布、郵送またWEB回答	403件	40.3%

②こどもの生活に関するアンケート (調査実施期間: 令和6年6月13日~6月28日)

調査対象者	配布数	調査方法	有効回収数	有効回収率
小学5年生の児童	352件	学校を通じて配布・回収	199件	56.5%
中学2年生の生徒	323件	学校を通じて配布・回収	196件	60.7%
小学5年生の保護者	352件	学校を通じて配布・回収	201件	57.1%
中学2年生の保護者	323件	学校を通じて配布・回収	200件	61.9%
児童扶養手当受給世帯	353件	郵送配布、郵送またWEB回答	144件	40.8%

③子ども・若者の意識調査（調査実施期間:令和6年5月29日～6月14日）

調査対象者	配布数	調査方法	有効回収数	有効回収率
18～39歳の子ども・若者	1,000件	郵送配布、郵送またWEB回答	223件	22.3%

④子育て支援に関するアンケート（調査実施期間:令和6年5月31日～6月12日）

調査対象者	対象数	調査方法	有効回収数	有効回収率
市内の幼稚園、保育園、子ども関連事業所	18事業所	郵送配布、郵送回収	16事業者	88.9%

イ 子ども・若者からの意見聴取

「子ども基本法」第11条で、子ども施策を策定、実施、評価する際には、子ども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられており、市内の小学生、中学生、高校生から意見聴取を行いました。

① 子ども未来ミーティングU18(対面型のミーティング)

対象者	開催日	開催場所	参加者
小学4年生～18歳の方	令和5年12月9日	南相馬市民文化会館ゆめはっと(多目的ホール)	26名
小学4年生～18歳の方	令和6年9月23日	ひがし生涯学習センター(研修室)・高見公園エリア	28名

② 子どもLetter(Webを活用した意見聴取)

対象者	実施期間	方法
小学4年生～18歳の方	令和6年7月～	市ホームページの申請フォームから募集

③ 3/1卒業おめでとう撮影会(アンケート調査)

対象者	開催日	開催場所	参加者
18歳の方 (巣立ち応援18歳祝い金 支給事業対象)	令和5年3月1日	市民情報交流センター(マルチメディアホール)	92名
	令和6年3月1日	市民情報交流センター(マルチメディアホール)	120名

ウ 子ども・子育て審議会による協議

「子ども・子育て支援法」に基づき設立された南相馬市子ども・子育て審議会で、市の子どもや子育て支援についての意見交換と本計画の方向性に関する意見を聴取しました。

エ 庁内検討会議による協議

庁内検討組織として「南相馬市子ども計画策定ワーキンググループ」を設置し、子どもや子育てに係る各分野における具体的な施策の検討等を行いました。

3 計画の体系

(1)基本理念

「こどもたちが自分らしく成長できる、みんなの笑顔があふれるまち南相馬市」

(2)基本目標

I. こどもの権利が保障され、心豊かに成長できるまち

こどもの権利の理解促進やこどもの意見表明・参加の促進のほか、児童虐待防止対策、困難に直面するこどもへの支援、こども・若者の健全育成と自立支援など、こども・若者の人権を守るための支援を行います。

II. 安心してこどもを産み育てることができるまち

結婚・妊娠・出産・子育てへの支援や保育サービス・幼児教育の充実、子育て家庭等への経済的支援と仕事と家庭との両立支援など、安心してこどもを産み育てていくための環境整備と子育て家庭の負担軽減を図るための支援を行います。

III. こどもが健やかに成育できるまち

ひとり親家庭への支援、障がいや発達の違いがあるこどもへの支援の充実のほか、こどもの貧困の解消に向けた対策など、社会援助が必要なこどもや家庭に対する支援を行います。

IV. 地域全体でこども・子育てを支援できるまち

安心・安全な環境やこども・子育てに優しいまちづくりのほか、子育てを支援する地域のネットワークづくりなど、地域協働によるこどもの育ちを支援するための環境整備を図ります。

施策の方向 ※『』は子ども向けの表現

- 1 **子どもの権利の理解促進** 『子どもの権利の大切さを広めていきます』
- 2 **子どもの意見表明・参加の促進** 『子どもが自由に自分の意見を言える仕組みや場所をつくれます』
- 3 **児童虐待防止対策の充実** 『子どもを虐待から守ります』
- 4 **困難に直面する子どもへの支援** 『むずかしい問題を持つ子どもをサポートします』
- 5 **子ども・若者の健全育成と自立支援** 『子どもと若者の身体と心の健やかな育ちと自立をサポートします』
- 6 **多様な体験・ふれあいの機会づくり** 『いろいろな体験・ふれあえる場所やチャンスをつくれます』

- 1 **結婚・妊娠・出産・子育てへの支援** 『安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境をつくれます』
- 2 **保育サービス・幼児教育の充実** 『幼児のための保育や教育する場所やサービスをそろえます』
- 3 **子育て家庭等への経済的支援** 『子育てなどにかかる費用の負担をサポートします』
- 4 **仕事と家庭との両立支援** 『子育てをしながら仕事ができる社会をつくれます』

- 1 **子どもの貧困対策の推進** 『日常生活に困っている状況にある子どもをサポートします』
- 2 **ひとり親家庭への支援の充実** 『親がひとりの家庭に対してサポートします』
- 3 **障がいや発達の違いなどに対する支援の充実** 『障がいや発達に課題のある子どもの成長をささえます』

- 1 **安心・安全な子育て環境の整備** 『安全で、安心して子育てができる環境をととのえます』
- 2 **子ども・子育てに優しいまちづくり** 『子どもや子育てをする人を市民みんなで応援する社会をつくれます』
- 3 **子育て支援のネットワークづくり** 『地域の人たちが協力し、子育てをたすけあえる仕組みをつくれます』
- 4 **被災児童等への支援** 『東日本大震災によりケアが必要な子どもをささえます』

4 現計画の評価・点検の結果

本計画を策定するにあたり、前期計画である第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画に掲載した事業について点検を行い、その達成度合いから、市の子育て施策の現状、課題、今後取り組むべき方向性等を分析しました。

5 パブリックコメント手続にて公表する資料

- ・資料2 南相馬市こども計画(素案)【概要版】
- ・資料3 南相馬市こども計画(素案)【全体版】

6 今後の主なスケジュール(予定)

No.	日程	項目
1	令和6年10月28日(月)	第3回南相馬市子ども・子育て審議会(計画素案審議)
2	令和6年11月7日(木)	企画調整会議(パブリックコメント手続前)
3	令和6年11月14日(木)	庁議(パブリックコメント手続前)
4	令和6年11月19日(火)～ 28日(木)	小高・鹿島・原町区 地域協議会(報告)
5	令和6年12月2日(月)～ 23日(月)	パブリックコメント手続
6	令和7年1月16日(木)	第4回南相馬市子ども・子育て審議会(諮問)
7	令和7年2月4日(火)	企画調整会議(パブリックコメント手続後)
8	令和7年2月13日(火)	庁議(パブリックコメント手続後)
9	令和7年2月下旬	市議会へのパブリックコメント結果報告(棚入れ)
10	令和7年3月	こども・子育て応援条例一部改正議案上程 (条文に記載されている計画名称の変更)
11	令和7年3月	計画策定・公表